

## 江田島市木造住宅耐震診断事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅を対象として、市が耐震診断を行うことにより、住宅の安全に対する市民の意識向上を図り、木造住宅の地震に対する安全性を確保し、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、一般財団法人日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」に記載されている一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

### (対象建築物)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、次に掲げる要件をすべて満たす市内の木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事着工された建築物であること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法で建築されたものであること。
- (3) 専用又は併用住宅(住宅部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)で、個人が所有しているものであること。
- (4) 現に当該木造住宅の所有者又は所有者に準ずる者として市長が認めるもの(以下「所有者等」という。)の居住の用に供されており、居住実態のあること。
- (5) 地階を除く階数が3以下であること。
- (6) 賃貸用に供されていないこと。
- (7) この要綱による耐震診断を実施した建築物でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める建築物は、耐震診断の対象とすることができる。

(対象者)

第4条 耐震診断を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、前条に規定する建築物の所有者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税及び市の各種徴収金を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)

(2) この要綱による耐震診断を受けたことがない者

(耐震診断の募集)

第5条 市長は、毎年1回以上、期間を定めて、耐震診断を受けようとする者を募集するものとする。

(耐震診断の申請)

第6条 耐震診断を受けようとする者は、木造住宅耐震診断申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該木造住宅の所有者等を確認することができる書類

(2) 対象者であることが確認できる書類

(3) 着工又は完成の時期を確認することができる書類

(4) 位置図又は付近見取図

(5) 床面積、構造、階数その他当該木造住宅の概要を確認することができる書類

(6) 建物平面図を保有している場合は、当該建物平面図

(7) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断実施の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは耐震診断実施決定通知書(様式第2号)により、適当でないとき認めるときは耐震診断実施不承認決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(耐震診断の辞退)

第8条 前条の規定による耐震診断の実施の決定(以下「耐震診断

実施決定」という。)を受けた者(以下「被診断者」という。)は、耐震診断を受けることを辞退しようとするときは、あらかじめ、耐震診断辞退申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断実施決定の取消し)

第9条 市長は、被診断者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断実施決定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による辞退の申出があったとき。

(2) 偽りその他不正の行為により耐震診断実施決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断実施決定を取り消したときは、当該被診断者に対し、耐震診断実施決定取消通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

(耐震診断の実施の委託)

第10条 市長は、予算の範囲内で耐震診断を委託して実施するものとする。

(耐震診断に係る費用負担)

第11条 被診断者が耐震診断を受ける費用は、無料とする。ただし、市長は、被診断者による虚偽の申請その他不正行為等が発覚した場合には、当該要した費用を負担させることができる。

(結果の通知)

第12条 市長は、被診断者に対し、耐震診断結果通知書(様式第6号)により、当該耐震診断の結果を通知するものとする。

(被診断者に対する指導及び助言)

第13条 市長は、耐震診断の結果に基づいて、当該耐震診断を受けた木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、被診断者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断の実施に関し必

要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。